

公立小松大学保健管理センター規則

平成 30 年 4 月 1 日

規則第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立小松大学学則第 4 条第 4 項及び公立大学法人公立小松大学組織及び運営に関する基本規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、公立小松大学保健管理センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、公立大学法人公立小松大学（以下「本学」という。）の保健管理に関する専門的業務を行い、本学の学生及び職員の心身の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

(センター及び分館)

第 3 条 公立小松大学に次のセンター及び分館を置く。

- (1) 保健管理センター（石川県小松市土居原町10番地10）
- (2) 保健管理センター栗津分館（石川県小松市四丁町ヌ 1 番地 3）
- (3) 保健管理センター末広分館（石川県小松市向本折町へ14番地1）

(業務)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 保健管理についての企画立案
- (2) 定期及び臨時の健康診断の実施並びにその事後指導
- (3) 健康及び精神衛生に関する相談及び助言
- (4) 環境衛生及び感染症予防に関する指導
- (5) 保健管理に関する調査研究
- (6) ストレスチェックに関すること
- (7) その他学生及び職員の健康保持・増進に関すること

(組織)

第 5 条 センターに、次に掲げる職員を置く

- (1) センター長
- (2) 学校医
- (3) 看護師又は保健師
- (4) その他必要な職員

(センター長)

第 6 条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

2 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

(公立小松大学教育企画委員会)

第7条 センターの運営に関する事項の審議は、公立小松大学教育企画委員会(以下「委員会」という。)がこれを行う。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第3号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。